

補装具費支給制度に人工内耳用 音声信号処理装置の修理が加わりました

1. 人工内耳の仕組み

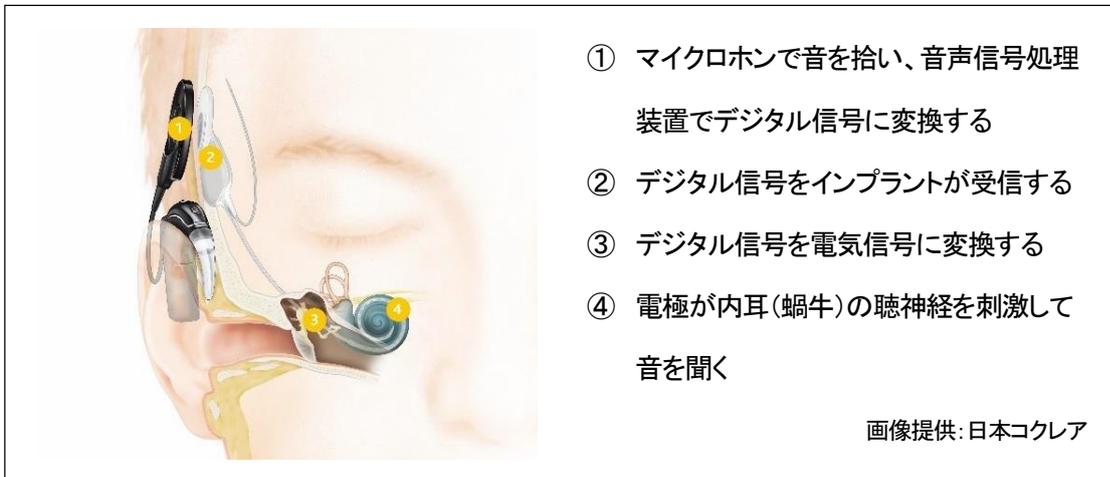
人工内耳とは、内耳(蝸牛)に電極を埋め込み、聴神経を直接刺激して音を聞く機器です。耳に掛けて、又は側頭部に装着して周囲の音を拾い、その音进行处理する体外装置と手術により内耳(蝸牛)に埋め込み聴神経を刺激する体内装置から構成されます。

【体外装置】…メーカーによりサウンドプロセッサやオーディオプロセッサなどの呼び方をします。

音を拾うマイクロホン、音进行处理する音声信号処理装置(メーカーによりプロセッシングユニットやコントロールユニットなどの呼び方があります)、処理した音を体内装置に送る送信コイルなどから構成されます。耳掛け型やコイル一体型のものがあります。

【体内装置】…インプラントと言います。

処理した音を受けとる受信器、聴神経を刺激する電極などから構成されます。



2. 対象者

人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者

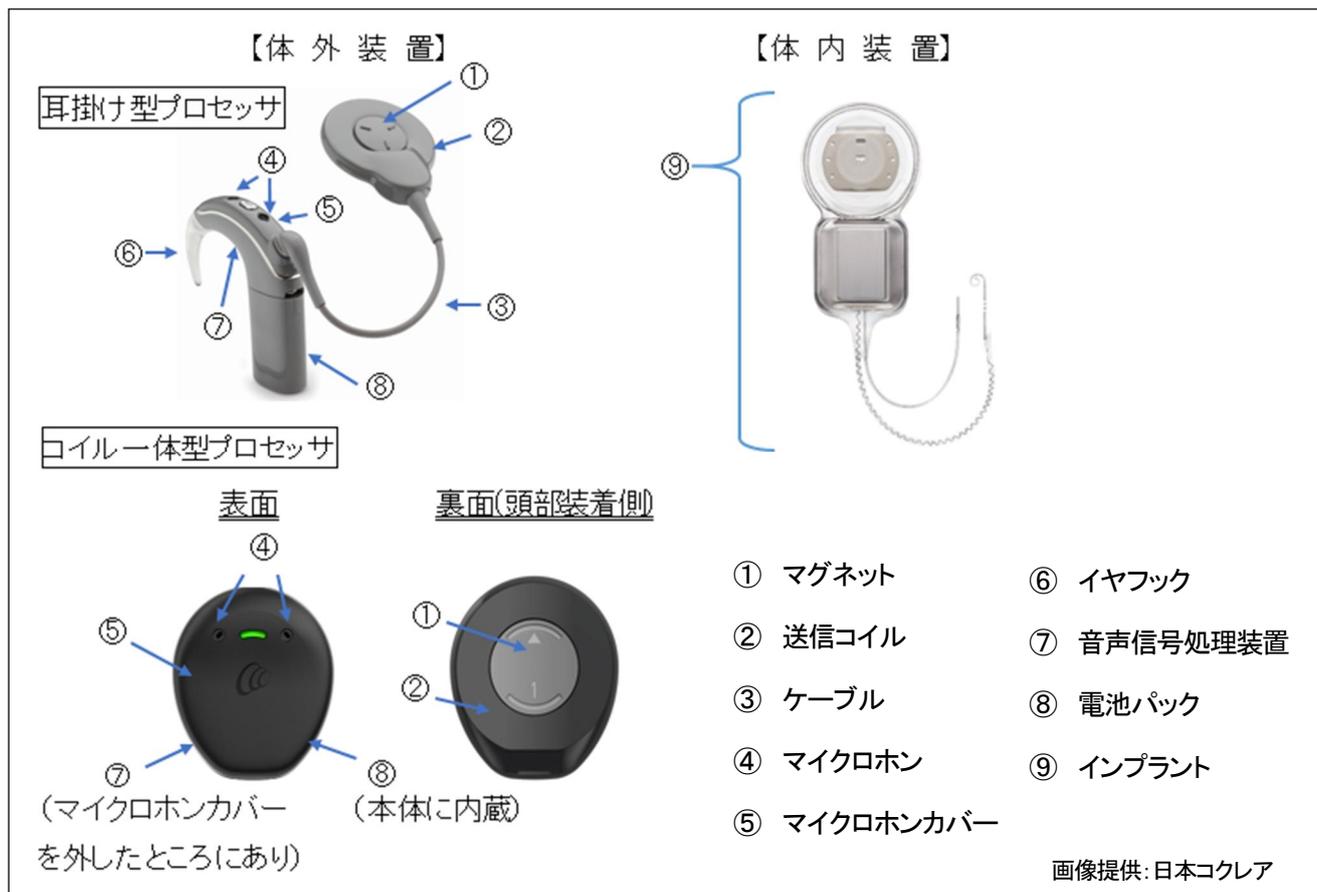
3. 対象機器の範囲

人工内耳用音声信号処理装置(標準型・残存聴力活用型)のみ

※注意1 人工内耳用インプラント、人工内耳用ヘッドセット(マイクロホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット、接続ケーブル等)、人工内耳用音声信号処理装置の電池は対象外

※注意2 新機種を使用したい等、本人の選好による機器の交換は対象外

※注意3 人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換は医療保険給付の対象



4. 手続き

以下の書類に基づき、障害者相談センターの判定を要せずに、市町村で支給決定して差し支えありません。

ア 補装具費支給申請書

イ 人工内耳用音声信号処理装置 確認票(様式2) (医師が作成するもの)

ウ 修理見積書 (補装具事業者が作成するもの)

※ 「人工内耳用音声信号処理装置 確認票(様式2)」は厚生労働省 HP 『「補装具費支給事務取扱要領」の制定について』からダウンロードできます。

※ 必要に応じて「補装具費支給意見書(様式例第6号)」(医師が作成するもの)を取得してください。

5. 確認事項

支給決定に当たっては、本人や補装具事業者の聞き取り等により、以下の項目を確認してください。

ア 補装具事業者が定める保証期間を経過していること

イ 補装具事業者が修理可能と判断していること

ウ 申請者が、人工内耳音声信号処理装置の修理を対象にした任意保険に加入していないこと